

◆災害復旧事業の申請フロー（災害発生から現地調査までの流れ）

● **災害発生** 学校から災害連絡を受けたら、**直ちに**財務課助成班へ連絡ください 被災時の状況が把握できる写真を撮影ください

①「**災害速報**」を文部科学省に提出（**発災後速やかに**） （ハンドブックP76）
文部科学省「被害情報報告の手引き 令和8（2026）年4月版」

災害速報の入力、提出方法は「被害情報報告の手引き 令和8（2026）年4月版」を参照ください

②「**災害報告書**」を文部科学省に提出（**発災後1週間以内を目標**） （ハンドブックP77）

※ ②以降の申請事務手続きは、都道府県教育委員会を經由し文部科学省へ提出します

③「**国庫負担（補助）事業計画書**」を文部科学省に提出（**発災後1ヶ月以内を目標**） （ハンドブックP85）

④**国の現地調査**（文部科学省・財務省財務局等） （ハンドブックP140）

⑤**国庫負担金（補助金）の内定** （ハンドブックP143）

※ 国の現地調査（災害査定）を待たずに工事を着手しなければならない場合は、事前着工届を提出